

栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6条の2 略</p> <p><u>(法第34条第7号の建築物等)</u></p> <p>第6条の3 <u>法第34条第7号に規定する建築物又は第一種特定工作物は、別表第1の3に掲げる用途に該当し、その位置、敷地及び建築物等については、同表に規定するそれぞれの要件を満たすものであるとともに、事業計画書等によりその内容が適正であると認められるものでなければならない。</u></p> <p><u>(浸透施設の設置)</u></p> <p>第27条 _____ 開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難であるなど、やむを得ないと認められる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができるものとする。</p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浸透施設の容量は、<u>開発区域の規模に応じた確率降雨強度式</u>により算定すること。</p> <p><u>(擁壁の設置)</u></p> <p>第31条 開発行為によって崖が生じる場合にあつては、開発区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために<u>盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号）</u>に基づき擁壁を設けるものとする。</p>	<p>第6条の2 略</p> <p>新設</p> <p><u>(浸透施設の設置)</u></p> <p>第27条 <u>開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難であるなど、やむを得ないと認められる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができるものとする。</u></p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浸透施設の容量は、<u>5年確率降雨強度式</u> _____ により算定すること。</p> <p><u>(擁壁の設置)</u></p> <p>第31条 開発行為によって崖が生じる場合にあつては、開発区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために<u>宅地防災マニュアル（平成13年5月24日付け国総民発第7号）</u> _____ に基づき擁壁を設けるものとする。</p>

改正後	改正前								
<p>別表第1の3（第6条の3関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 1236 302 1364">用途</td> <td data-bbox="224 215 302 1236">市街化調整区域内の既存の工場における事業と密接な関連を有する建築物又は第一種特定工作物であり、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域において建築等を行うことが必要なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1236 414 1364">位置</td> <td data-bbox="302 215 414 1236">開拓区域は、原則として既存の工場の敷地の隣接地又は近接地であること。 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、既存の工場の隣接地で、かつ、既存の工場と一体的な土地利用が図られるものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1236 548 1364">敷地面積</td> <td data-bbox="414 215 548 1236">5ha未満 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、従前の敷地を含めた開拓区域の面積は、従前の敷地面積の2倍以下、かつ、5ha未満であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="548 1236 604 1364">建築物等</td> <td data-bbox="548 215 604 1236">予定建築物等の規模、構造及び設計等が周辺環境に影響を及ぼさないものであること。</td> </tr> </table> <p>注1) 既存の工場は、当該地において5年以上の操業実績があること。 注2) 「密接な関連を有する」とは、既存の工場に対して自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存の工場における生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にある場合をいう。 注3) 「事業活動の効率化」とは、既存の工場における事業の質的改善又は事業の量的拡大が図られる場合をいう。</p>	用途	市街化調整区域内の既存の工場における事業と密接な関連を有する建築物又は第一種特定工作物であり、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域において建築等を行うことが必要なもの	位置	開拓区域は、原則として既存の工場の敷地の隣接地又は近接地であること。 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、既存の工場の隣接地で、かつ、既存の工場と一体的な土地利用が図られるものであること。	敷地面積	5ha未満 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、従前の敷地を含めた開拓区域の面積は、従前の敷地面積の2倍以下、かつ、5ha未満であること。	建築物等	予定建築物等の規模、構造及び設計等が周辺環境に影響を及ぼさないものであること。	<p>新設</p>
用途	市街化調整区域内の既存の工場における事業と密接な関連を有する建築物又は第一種特定工作物であり、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域において建築等を行うことが必要なもの								
位置	開拓区域は、原則として既存の工場の敷地の隣接地又は近接地であること。 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、既存の工場の隣接地で、かつ、既存の工場と一体的な土地利用が図られるものであること。								
敷地面積	5ha未満 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、従前の敷地を含めた開拓区域の面積は、従前の敷地面積の2倍以下、かつ、5ha未満であること。								
建築物等	予定建築物等の規模、構造及び設計等が周辺環境に影響を及ぼさないものであること。								

附則

- この基準は、令和7年4月1日から適用する。
- この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。